

5 いじめ防止基本方針

【いじめに対する基本的な考え方】

- ・「いじめは決して許さないこと」を全職員、全校児童、保護者と共通理解し、未然防止に努め、全校児童が安心して学校生活を送ることができるように取り組んでいく。
- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業を基本に、友達のよさや多様性を認め合うとともに、互いに協力し合い、よりよい集団生活を送ろうとする姿勢を育てる。
- ・いじめは日常的に起こりうるものと考え、早期発見、早期対応、早期解決を図る。
- ・子ども理解に努めるとともに、職員が相互に情報を交換し合い、協力して指導する。
- ・保護者との連携を図りながら、いじめの根絶に向けて取り組んでいく。重大な事案に関しては他の機関とも連携して取り組んでいく。

【いじめ対策委員会】

いじめ・不登校対策委員会
(校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・関係する学級担任)

【いじめの防止】

- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業を心掛け、共感的人間関係を構築し、子どもの自己有用感を育てていく。
- ・日常的に縦割り活動に取り組み、誰とでも仲良く生活できるように意図的な活動を取り入れ、人と関わって生活することの大切さに気付くことができるようにする。
- ・縦割り活動の充実を図ることにより、面倒を見たり見られたりする場面を通して、人の関わり方を学ぶ機会をつくる。
- ・道徳教育を通して、いじめは人権侵害であることを学び、実践力を育てる。
- ・教育相談活動の充実を図り、いじめや問題行動等の早期発見・未然防止に努めるとともに、個々の子どもの特性に応じた指導・援助に努める。
- ・家庭や地域社会と連携し、いじめについての指導方針の共通理解を図る。

【早期発見】

- ・校内巡視等により日常の子どもの観察に努め、問題行動の予兆に気付くことができるようにする。
- ・全職員が協力して子ども理解に努めるとともに、定期的さらには必要に応じて教育相談を行い、子どもの抱えている問題の早期発見に努める。
→子ども面談、保護者面談、学校生活アンケートの実施
- ・家庭や地域との連絡を密にして相互理解を深め、協働しながら指導にあたる。
→保護者いじめアンケート、学校運営協議会、民生児童委員との協議会等の開催
- ・定例職員会議や特別支援研修会議で情報を交換し合い、全職員が一人一人の子どもを理解して指導にあたる。
- ・定期的な学校評価の保護者アンケートと子どもアンケートの実施により、子どもの実態を把握する。

【いじめに対する措置】

- ・いじめを発見したり、情報が入ったりしたら、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、問題解決に向けて方針を出し、関係箇所に働き掛けていく。
- ・いじめに関しては、関わった双方の言い分を聞くとともに、原因をはっきりさせて解決の方向を探りながら解決していく。
- ・いじめの事実に関しては職員会議や子どもを語る会で教職員の共通理解を図っておく。
- ・いじめの事実について、保護者とも情報を共有して共通認識しておく。

【保護者や地域との連携】

- ・いじめ等があった場合は、保護者への問題の説明責任を必ず果たし、対応の過程を随時、連絡する。
- ・子ども同士の解決を図ったら、保護者に必ず説明をして理解してもらおう。
- ・早期発見、早期解決の理念を共有する。

【関係諸機関との連携】

- ・いじめに関する子どもの心の問題が起こった場合は、エリアカウンセラーとの面談を行い、子どもの内面からも解決を図る。
- ・必要に応じ、警察や児童相談所、医療機関、福祉機関とも連携を図っていく。